

第3章 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

目 次

3. 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価

川内原子力発電所第1号機 第4回安全性向上評価届出書(令和3年6月15日付け原発本第38号)(以下「第4回届出書」という。)では、特定重大事故等対処施設(以下「特重施設」という。)の運用開始に伴い、「3.1 安全性向上に係る活動の実施状況の評価」の各評価について、大規模工事等に伴う改訂を実施している。また、第4回届出書の評価時点以降、評価結果が変わらるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第4回届出書の記載内容から大きな変更はないため、改訂の必要はない。

なお、特重施設に関する評価は、第4回届出書のリスク低減効果に着目した評価に引き続き、以下に示す計画に基づき実施していくこととしており、本届出書では、「3.1.2 決定論的安全評価」及び「3.1.3 内部事象及び外部事象に係る確率論的リスク評価(PRA)」の内部事象出力運転時の評価において、重大事故等時に特重施設を活用した場合の評価を実施した。

2021年度	2022年度	2023年度
特重施設によるリスク低減効果を評価 届出 ★ (第4回)	特重施設の重大事故等への活用を踏まえた評価※1 届出 ★ (第5回)	特重施設の重大事故等への活用を踏まえた評価※2 届出 ★ (第6回)

※1 決定論的安全評価及び内部事象出力運転時PRAを実施

※2 内部事象停止時PRA及び外部事象PRA並びに安全裕度評価を実施

3.1.1 内部事象及び外部事象に係る評価

内部事象及び外部事象に係る評価は、第4回届出書の評価時点以降、安全評価の前提となっている内部事象及び外部事象の評価を見直す必要があるような科学的知見及び技術的知見は得られていない。（「第2章 2.2.2 国内外の最新の科学的知見及び技術的知見」参照）

また、評価結果が変わらるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第4回届出書の記載内容から大きな変更はないため、改訂の必要はない。